

令和8年熊本地震で被災した事業者等への支援パッケージ (経済産業省関連)【合計146億円】

令和8年8月28日
閣議決定

1. 被災事業者の施設・設備復旧支援等

(1) 被災中小企業等の施設・設備復旧支援 (自治体連携型補助金)【上限120億円(予備費60億円)】

- 施設・設備の復旧に取り組む被災中堅企業・中小企業・小規模事業者に対し、復旧に係る費用を補助。
(事業者への補助上限: 15億円(多重被災事業者) / 3億円(その他)、事業者への補助率: 最大3/4(多重被災事業者は5億円まで10/10定額補助))

(2) 被災商店街等再建支援事業【4億円】

- 【ハード支援】商店街等について、アーケードの撤去・改修、街路灯等の設備改修を補助。
(補助上限: なし、補助率: 1/2(国1/3、県1/6))
- 【ソフト支援】にぎわい創出のためのイベント等の事業費を補助。
(補助上限: 100万円(下限30万円)、補助率: 直接的な被害を受けた商店街等は10/10定額補助、その他の商店街等は2/3)

(3) 小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)【既定予算を活用】

- 被災した小規模事業者等の事業再建のため、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を策定して実施する機械装置等の復旧や販路再開に向けた取組等に要する経費の一部を補助。
(補助上限: 200万円(直接被害) 100万円(間接被害)、補助率: 2/3、10/10定額補助(多重被災事業者))

(4) 仮施設設備整備支援事業等【5.2億円】

- 被災中小企業等が入居する集合型仮施設設備の整備を支援。
(補助上限: なし、補助率: 10/10定額補助 ※被災自治体を実施する整備が対象であり、被災中小企業等の入居料は原則無料)
- 希望する被災中小企業等を対象に、復興支援アドバイザーを無料で派遣し、復興・復旧に向けた事業計画の作成・事業運営等を支援。

(5) 被災地域の生産機能の回復に向けた検討【既定予算の活用含め検討中】

- 被災地における生産機能回復に向け、被災した工場等や、その復旧の状況を踏まえ、官民で連携しながら、必要な支援を検討。
- 産業振興の観点から、既定の補助金において震災による財務影響への配慮を行うほか、被災地の復興の実情を丁寧に把握した上で、必要に応じて熊本県に立地する半導体産業も含めた更なる支援を検討。

2. 被災事業者への金融支援等

(1) 日本政策金融公庫の災害復旧貸付の金利引き下げ(▲0.9%、上限1,000万円)【既定予算を活用】

- 日本政策金融公庫等において、熊本県内の事業者を対象に通常と別枠の融資を行う災害復旧貸付を実施するとともに、局地激甚災害の指定市町※において、災害復旧貸付の金利を1,000万円まで0.9%引下げ。

(2) 信用保証協会の別枠保証(100%保証、限度額2.8億円)【3.8億円+既定予算を活用】

- 信用保証協会において、災害救助法の指定地域等に対して一般保証と別枠で上限2.8億円まで100%保証を行うセーフティネット保証4号を実施するとともに、局地激甚災害の指定市町※に対して、更に別枠となる災害関係保証を実施。

(3) 既往債務への対応【1.5億円+既定予算を活用】

※御船町、八代市、宇城市、氷川町、嘉島町(8/25閣議決定)

- 官民金融機関において、返済猶予等の貸付条件の変更等も含め、被災事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底するとともに、中小企業活性化協議会を通じ債務調整等を支援。多重債務問題に対応するため、中小機構等の官民ファンドの活用を検討。

(4) 特別相談窓口の設置、小規模企業共済特例災害時貸付等【7/29(水)より措置開始済】

- 熊本県内の各支援機関に特別相談窓口を設置。
- 災害救助法が適用された市町村内の被災小規模企業共済契約者に対し、原則として即日で低利で貸付を行う災害時貸付を適用(中小機構)。等

(5) 官公需を含めた中小受託事業者との適正取引に関する配慮要請【8/7(金)実施済】

3. インフラ復旧支援

(1) SS(サービスステーション)等早期復旧支援事業【9.9億円】

- 被災したSS・油槽所の計量機、防火壁、タンク等の設備の補修・入替工事にかかる費用を補助。補助率3/4等。

(2) LPガス供給拠点早期復旧支援事業【0.2億円】

- 被災したLPガス供給拠点の設備の補修・入替工事にかかる費用を補助。補助率3/4。

(3) 工業用水道施設の災害復旧支援事業【1.6億円】

- 工業用水道管路等の漏水復旧及び地盤沈下によって発生した浄水場の損傷の補修を補助。補助率8/10。

※繰り返す大規模災害による重複被災が生じたことを踏まえた特例として、補助対象事業者の範囲や多重被災された方々への支援の在り方を柔軟化。具体的には、自治体連携型補助金において、上限40億円を上限120億円に引上げ、中堅企業の対象化、多重被災者への定額補助を「なりわい再建支援補助金」並みで措置する等を実施。